

3

まちづくり方針

水と緑を生かした 環境にやさしい まちづくり

目指す姿	
3-1 自然を身近に 感じられる まちをつくる	<ul style="list-style-type: none">○ 質の高い生活環境が整い、快適な生活を送ることができる<ul style="list-style-type: none">▶ 3-1-1 生活環境の保全○ 豊かな緑や水辺環境を身近に感じることができる<ul style="list-style-type: none">▶ 3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出
3-2 地球にやさしい 暮らしを実現する	<ul style="list-style-type: none">○ 一人ひとりが環境について意識した生活を送ることができる<ul style="list-style-type: none">▶ 3-2-1 環境対策の推進○ ごみや廃棄物の処理が環境に配慮した形で適正に行われている<ul style="list-style-type: none">▶ 3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理○ 汚水処理が適切に行われることで、市民生活を快適に送ることができる<ul style="list-style-type: none">▶ 3-2-3 公共下水道の整備

● まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり 自然を身近に感じられるまちをつくる

3-1-1 生活環境の保全

■ 現状

- 都市化の進展に伴い、周辺に環境負荷を及ぼす施設と近隣住民との生活環境トラブルが増加傾向にあります。
- 管理不全となっている空き地が市内全域で見られます。
- 生態系の変化や外来種の繁殖により、野生鳥獣による生活環境への被害が増加しています。
- ペットを飼養する市民が増加傾向にあり、飼養マナーについてのトラブルも増加しています。
- 公共下水道の未整備などにより、排水路等から害虫が発生することがあります。

■ 課題

- 地域の良好な環境を維持するため、引き続き公害防止策や放射線対策の推進と市民に対して必要な情報の開示など、安全・安心な環境づくりが求められています。
- 管理不全となっている空き地の周辺住民から、空き地の管理者による適正管理が求められています。
- 野生鳥獣による生活環境への被害の抑制が求められています。
- ペットの適正飼養が求められています。
- 公共下水道事業の適正な運営と整備の推進を図ることが求められています。



愛犬との暮らし方教室

SDGsに向けた方向性



公害防止対策を行い、誰もが住みよい環境を目指します。

施策実現のための取組み

公害の防止	公害防止のため、大気、悪臭、水質及び騒音等の監視や測定等を行います。
生活環境の衛生保全	草木が繁茂している空き地の管理者へ適正管理を促します。水路等に発生する衛生害虫等の発生抑制を行います。野鳥による騒音や衛生被害抑制のため、地域住民と連携した追い払い等を実施します。
放射線対策	放射線の測定を継続し、正しい情報を公表することにより、風評被害を防止しながら市民の安全・安心を図ります。
ペットの適正飼養	飼い主の飼養マナー向上のため啓発事業を行います。また、犬の狂犬病予防注射の接種率向上のため、集合狂犬病予防注射や啓発を行います。
生活排水処理の推進	公共下水道の未整備地区について、下水道事業を適正に運営するため、事業計画の検討を行います。

関連する個別計画

第2次三郷市環境基本計画

三郷市除染実施計画

関連する取組み

放置自転車の対策	1-2-2
市街化調整区域における景観の維持・保全	4-1-1
良好な道路環境の維持 放置車両の撤去 不法投棄物への監視の徹底及び適正な処分	4-1-3

関連施策

● まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
自然を身近に感じられるまちをつくる

3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出

現状

- 三郷市は、東西を江戸川と中川の大きな河川に挟まれ、市内には大場川と第二大場川などが流れています。また、これらの河川・水路周辺には、一部に農地と屋敷林などが見られます。
- 水や緑は、人々が安全で快適な暮らしを営むうえで欠くことのできないものとして、次世代へと引き継いでいくべき財産といえます。

課題

- 都市化の進む三郷市においては、快適に暮らすための環境資源としての緑と水辺が求められています。
- 緑と水辺を身近に感じられるまちをつくるためには、市民と行政がともに守り、育て、魅力を高めていくことが必要です。
- 河川環境の向上を図るため、河川浄化に対する市民意識の高揚が求められます。
- 生産緑地¹地区については、市街化区域²の都市環境の保全に役立つ緑の空間として維持しながら、災害発生時など農地の多面的な機能の活用方策についても検討し、有効に活用していくことが求められています。



緑と水辺（におどり公園）



緑化推進団体による花壇づくり

1 生産緑地：市街化区域内の農地のうち、生産緑地法に基づき、保全すべき農地として指定されたもの。
2 市街化区域：都市計画法に基づき指定された、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

SDGsに向けた方向性



誰もが安心して利用できる公共緑地や民間の緑地の整備を行うため、自然環境に配慮しながら、市及び市民が連携して、豊かな緑や水辺環境を創出します。

施策実現のための取組み

快適な水辺空間の創出	水に親しみ、快適に歩ける緑道の整備や、花などによる緑化を推進し、「水と緑の骨格軸」「水と緑のシンボル軸」として親水環境の整備を図ります。
快適な歩行空間の創出	都市計画道路を中心とした街路樹は、維持管理や生育環境に配慮し、路線ごとの統一性を持たせた樹種の植栽を図り、彩りのある表情づくりに努め、快適に歩ける緑の道としてのネットワーク形成を図ります。
市民参加による緑化活動の支援	花いっぱい運動、緑化推進団体 ³ による緑化活動、また不用樹木・生垣等の緑化に対する支援制度の充実を図ります。
緑のまちづくりに対する意識啓発	市民が緑のまちづくりに関心が高まるよう、緑にふれあう機会の提供や緑の重要性・魅力についての啓発に努めます。
「緑の基本計画」の推進	「緑の基本計画」を推進するために、関係部署と連携の強化を図り、適切な進行管理を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行います。
河川浄化意識の向上	市民と行政が一体となった河川敷や水面のごみ回収の実施やイベントなどを通して水辺再生の意識付けや快適な河川環境の実現を図ります。
都市農地の保全	貴重な緑の空間として、農業施策との連携を図りながら、計画的に生産緑地地区の追加指定や特定生産緑地 ⁴ の指定を実施することにより、市街化区域内農地の保全に努めます。

関連する個別計画

三郷市緑の基本計画

第2次三郷市環境基本計画

関連する取組み

河川や水路の整備・改修

農地の適切な保全

ボランティア活動への支援

関連施策

1-1-2

5-1-3

経1-1

³ 緑化推進団体：公園や道路などの公共空間における花壇づくりにおいて、市民・団体・事業者によるボランティア団体のこと。

⁴ 特定生産緑地：指定後30年を迎える生産緑地のうち、指定期間をさらに10年間延長する生産緑地のこと。

● まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
地球にやさしい暮らしを実現する

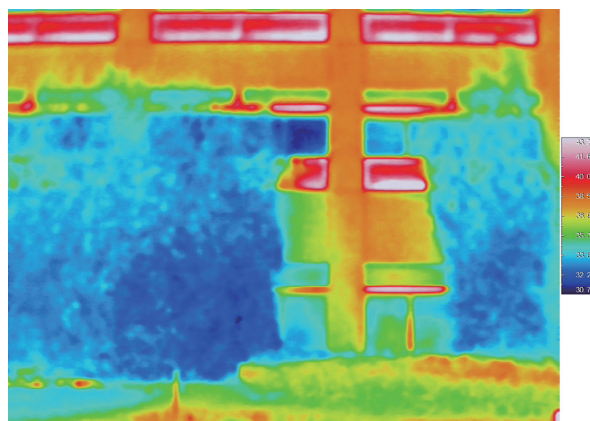
3-2-1 環境対策の推進

現状

- 三郷市環境基本条例に基づき、三郷市環境基本計画を策定し、環境施策の基本的な考え方や長期的な目標を定め、行政、市民、事業者がそれぞれの立場から取組みを進めています。

課題

- 地球温暖化が深刻な環境問題となっており、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく三郷市地球温暖化対策実行計画を策定し、三郷市が一事業者として温室効果ガス削減に取り組んでいますが、今後市民、事業者に取り組みを広めていくことが課題となります。



緑のカーテン（右側がサーモカメラの様子）



環境ポスターコンクール冠賞展示

SDGsに向けた方向性



持続可能な社会を実現するため、市民一人ひとりが市や事業者等と連携しながら、地球温暖化対策として、環境負荷低減に取り組めます。

施策実現のための取組み

三郷市環境基本計画の推進

三郷市環境基本計画で示される環境目標に向けて、環境負荷¹の低減や、地球温暖化防止に向けた地域の取組みなどを市民、事業者、行政が一体となり推進します。

地球温暖化防止対策 推進のための意識 啓発・活動支援

各種環境啓発イベントを通じて、市民の環境意識の高揚を図るとともに、ゼロカーボンシティの啓発を行うことで市民の省エネに対する行動を促します。

環境負荷低減に向けた自転車 利用の促進

自転車通行空間の整備など利用環境の改善に努め、環境負荷の少ない自転車利用の促進を図ります。

関連する個別計画

第2次三郷市環境基本計画

第4次三郷市地球温暖化対策実行計画

関連する取組み

関連施策

安全で良好な住環境の整備

4-1-3

自転車通行空間の整備推進

4-2-2

自転車利用の推進

4-2-3

農業経営・生産の充実

5-1-3

¹ 環境負荷：人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるもの。

● まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
地球にやさしい暮らしを実現する

3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理

現状

- 資源の過剰消費・大量廃棄による環境負荷を低減させるため、地域における循環型社会¹の構築が進められています。
- ごみの減量やリサイクルの推進などのごみ問題について、市民により深く知ってもらうため普及啓発に取り組んでいます。

課題

- 環境負荷の低減が求められており、ごみの減量やリサイクルの推進が課題となっています。
- 清潔で快適な住環境を維持するためには、市民や地域と協力連携し、身近なところから環境美化活動を進めていくことが求められています。
- ごみを適正に処理するため、より適正な分別を推進するとともに、新たな分別については、社会情勢や市民要望を踏まえて検討していく必要があります。あわせて老朽化が進む三郷市一般廃棄物不燃物処理場の更新が必要です。
- 河川の環境を守るため、トイレの排水のみを処理する単独浄化槽から、生活全般の排水を処理する合併処理浄化槽への移行を進める必要があります。



東埼玉資源環境組合（第一工場）



東埼玉資源環境組合（第二工場）

¹ 循環型社会：自然環境と共生し、限りある資源を有効に活用するため、省資源や省エネルギーへの対策を行うなど、可能な限り環境資源のリサイクルを実践している社会のこと。

SDGsに向けた方向性



地域において循環型社会を構築できるよう、ごみの分別と適正な処理を進めます。

施策実現のための取組み

ごみの削減	ごみ分別出前講座、環境美化推進員連絡会、ごみ処理施設見学会、集団資源回収の推進などにより、市民と一緒にごみを減らす工夫を考えて実行します。
美しいまち並みの維持	市民や事業者とともに市内の美化活動を行い、ごみの適正処理について意識啓発を行います。
ごみの適正処理	一般廃棄物処理基本計画に基づき、効率的で適正な一般廃棄物の処理を行います。また、毎年度、一般廃棄物処理実施計画や環境事業報告書を作成することで、ごみの発生抑制や資源化の状況等について進捗管理を行います。
ごみ処理の効率化	老朽化の進む三郷市一般廃棄物不燃物処理場については、施設の強靱化と処理の効率化を図るため、更新します。
生活排水処理の向上	河川の水質に負荷を加えていると考えられる生活排水の処理のため、引き続き単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助金を助成するとともに浄化槽の適正管理を推進します。

後期基本計画

まちづくり方針3

関連する個別計画

- 三郷市一般廃棄物処理基本計画
- 第2次三郷市環境基本計画

関連する取組み

地域コミュニティの活性化

関連施策

経1-1

● まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
地球にやさしい暮らしを実現する

3-2-3 公共下水道¹の整備

現状

- 下水道事業は、生活環境の改善や水質保全など環境に対する役割が大きい事業となっています。
- 他自治体で下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没事故が発生するなど、全国的に下水道管等の老朽化対策や維持管理の重要性が再認識されています。
- 上下水道一体での耐震化を推進するため、令和7年1月に「上下水道耐震化計画」を策定しました。

課題

- 公共下水道（污水）の接続を促進させるため、処理区域内の家庭を対象に、公共下水道（污水）への接続を周知することで、水洗化率²を向上させることが課題となっています。
- 計画的かつ効果的な施設維持管理を行うことが課題となっています。
- 令和6年1月に発生した能登半島地震では、上水道と下水道施設の耐震化が未実施であった基幹施設等³で被害が生じたことにより復旧が長期化したことから、災害対策として上下水道一体で管路施設の耐震化を行うなど、計画的な更新を図ることが必要です。



公共下水道の点検作業

1 公共下水道：市街地における污水や雨水を排除・処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。

2 水洗化率：公共下水道を利用可能な人に対し、実際に利用している人の割合のこと。

3 基幹施設等：浄水場や下水処理場及びそれらの施設に直結した管路等、被災すると広範囲かつ長期的に影響を及ぼす上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等のこと。

SDGsに向けた方向性



誰もが衛生的で安全なトイレを利用できるように、下水道事業を進めるとともに、下水道への接続を促進することで、より適切に汚水処理ができるようにします。

施策実現のための取組み

公共下水道施設の耐震化及び維持管理	老朽化が進む公共下水道施設の計画的かつ効果的な維持管理を行います。また、上下水道一体での耐震化や布設替えなどの改築を計画的に行います。
公共下水道の普及促進	公共下水道事業の内容を広報し、普及を促進します。また、普及促進により公共下水道（汚水）への接続（水洗化）を図ります。
公共下水道（汚水）の整備	公共下水道（汚水）の事業認可区域 ⁴ において、整備推進を図ります。
最終処理施設の管理	汚水処理を適切に行うために、最終処理施設の機能維持・増強などにかかる費用を負担します。

関連する個別計画

下水道ストックマネジメント計画

三郷市公共下水道事業経営戦略

三郷市公共下水道基本計画・三郷市公共下水道事業計画

三郷市上下水道耐震化計画

関連する取組み

地震に強い強靱な管路の構築

関連施策

4-2-4

⁴ 事業認可区域：都市計画事業として、公共下水道の整備が都市計画法上の認可を受けた区域のこと。

